

第2期黄金っ子応援プラン の概要について

(第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)

令和3年10月26日(火)

沖縄県子ども生活福祉部 子育て支援課

子ども・子育て支援新制度

- 国は、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、平成24年8月に子ども・子育て支援法等、子ども・子育て3法を制定し、子ども・子育て支援新制度を創設。
- 子ども・子育て支援新制度は、平成27年度開始。国は、消費税増税分による恒久財源を確保し、量の拡充・質の向上を図ることとしている。
- 市町村は、制度の実施主体となり、県は国とともに財源の支援や、社会的養護等専門性の高い技術的な支援を担う。
- 子ども・子育て支援法により、市町村、県は教育・保育の提供体制を確保するための計画策定を義務づけられている。沖縄県にとって、「黄金っ子応援プラン(沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)」は、同法に基づき策定する計画。

■ 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

・幼稚園・保育所・認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付）の創設
・小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設

■ 地域における子育ての支援の充実

・地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ、一時預かり事業等の「地域・子ども子育て支援事業」の充実

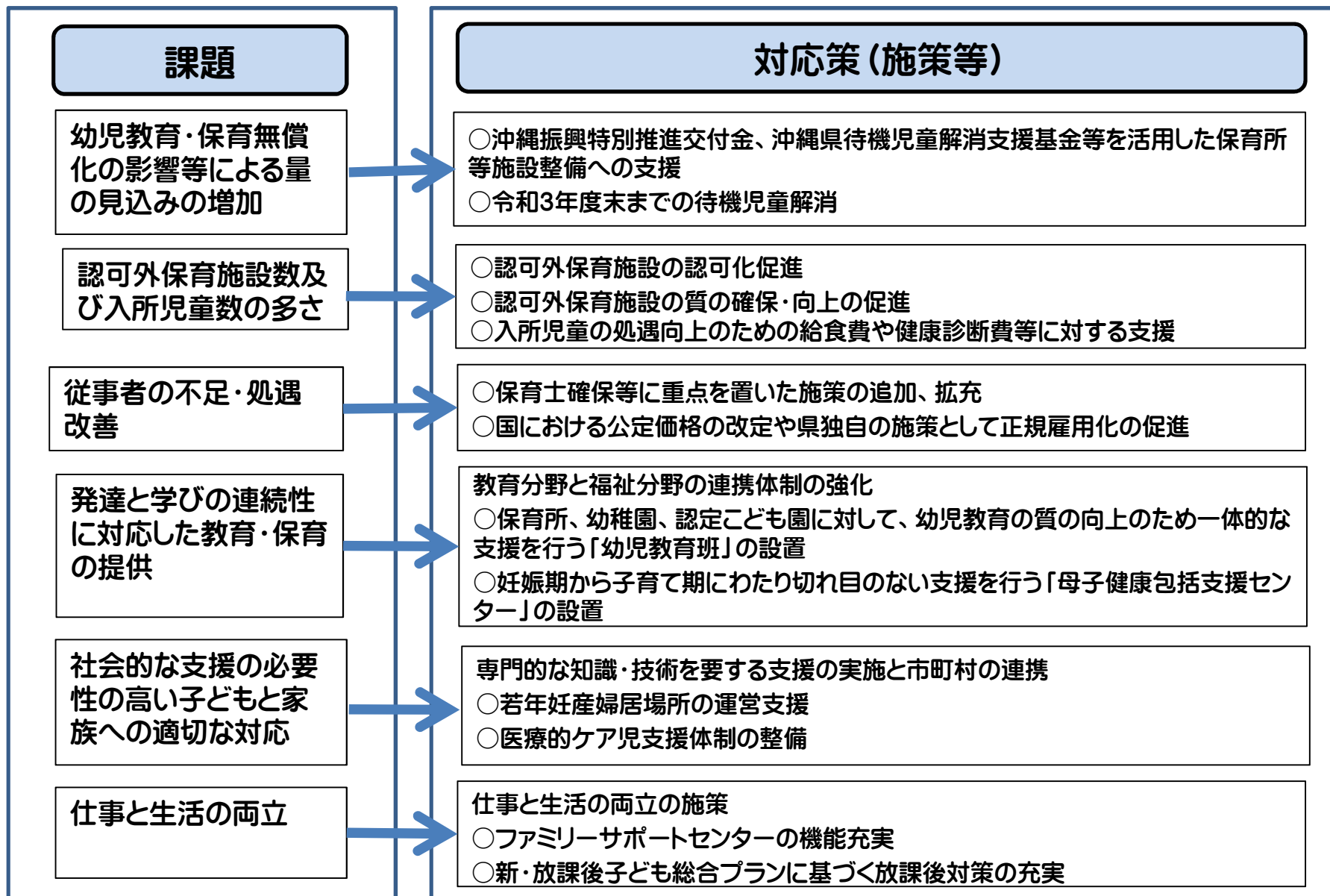
■ 財源を確保し、量の拡充・質の向上

・国は、新制度の実施に伴う量の拡充や処遇改善等による質の向上を図ることとした。

黄金っ子応援プラン(第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)の概要

- 名称
全ての子どもを「黄金っ子」と位置づけ、0歳～小学校低学年(8歳)までの年代を中心とした子どもと、その保護者の子育てを応援する計画としてこの名称とした
- 性格
沖縄県における、令和2年度から5年間の子ども・子育て支援の基本方針となるもの
- 目的
子ども・子育て支援法第62条に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他支援法に基づく業務の円滑な実施を図ることを目的とする
 - 質の高い教育・保育の計画的な提供体制の確保(必要な量の見込みと提供体制の確保方策を設定)
 - 幼稚園教諭及び保育士等の人材の確保及び資質の向上
 - 専門的な知識及び技術を要する支援(社会的養護、ひとり親家庭等支援、障害児・発達障害児支援等)
- 主な見直し内容・追加事項
 - 幼児教育・保育無償化の影響等を踏まえた「量の見込み」、「提供体制の確保方策」の設定
 - 幼稚園・保育所・認定こども園に対して、幼児教育の質向上のため、一体的な支援を行う「幼児教育班」の設置
 - 妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う「母子健康包括支援センター」の設置 など
- 根拠法
子ども・子育て支援法 等
- 審議状況
令和元年度、沖縄県子ども・子育て会議において、計画案を審議【年4回】の上、計画を決定し、内閣総理大臣へ提出

黄金っ子応援プラン(第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)における課題と対応策(施策)



黄金っ子応援プラン(第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)の構成

1 計画の目的

- 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の提供体制の確保等

2 計画の期間

- 令和2年4月から令和7年3月まで(5年間)

3 現状と課題

- 全国一高い保育所入所待機率
- 児童虐待相談件数の増加
- ひとり親家庭の出現率の高さ
- 医療的ケア児支援体制の整備
- 雇用形態、労働環境の改善等

4 基本的な視点

- 子どもの最善の利益の尊重
- 未来を担う子どもの健やかな成長と子育ての支援
- 市町村との協働による教育・保育の提供体制の確保
- 乳幼児期の教育・保育を担う人材の確保と資質の向上
- 社会的な支援の必要性の高い子どもと家族への適切な支援
- 県民協働による子ども・子育て支援体制の構築

5 子ども・子育て支援施策の展開

(1)量の見込みと確保方策

- (1)教育・保育の量の見込み
- (2)教育・保育の提供体制の確保方策
- (3)県の認可・認定に係る需給調整
- (4)広域的な見地から行う調整

(3)人材の確保と資質向上

- (1)国の施策等を活用した従事者の確保と資質向上
- (2)研修等の実施体制の整備
- (3)教育・保育従事者への就業の促進

(4)専門的な知識・技術を要する支援の実施と市町村との連携

- (1)児童虐待防止対策の充実
 - 発生予防の取組
 - 市町村等との役割分担と連携等
- (2)社会的養護体制の充実
 - 家庭的養護の推進
 - 自立支援の充実等
- (3)ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (4)障害児施策の充実
 - 医療的ケア児受入体制の整備等
- (5)発達障害児支援の体制整備
 - 早期発見・早期支援体制の充実等
- (6)子育てを含む相談体制の充実

(2)教育・保育の一体的提供等

- (1)乳幼児期の教育・保育の質の向上
 - 質の高い乳幼児期の教育・保育の推進
 - 子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供
 - 教育・保育における評価の推進等
- (2)連携体制の構築
 - 教育・保育施設と地域型保育事業者
 - 教育分野と福祉分野(幼児教育センターの設置)
- (3)多様な子育て支援の充実
 - 母子健康包括支援センターの設置促進等
 - 地域子ども・子育て支援事業

(5)仕事と生活の両立の施策

- (1)仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- (2)仕事と子育ての両立のための基盤整備
 - ファミリーサポートセンターの機能充実
 - 放課後対策の充実(新・放課後子ども総合プラン)

6 計画の実施方法等

- (1)計画の進捗管理等
 - 数値目標等による評価
 - 子ども・子育て会議からの意見聴取等
- (2)役割分担の明確化と協働体制の構築

SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

○SDGs(エス・ディー・ジーズ<Sustainable Development Goals>)とは、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」にて掲げられた、2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標です。

○SDGsでは「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決し、持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

○SDGsの理念や目標は、「沖縄21世紀ビジョン」の基本理念や将来像等と重なるところが多く、同様の方向性であることから、沖縄県では「沖縄県SDGs推進方針」を制定し、SDGsを推進することとしています。また、黄金っ子応援プランを含む、各分野別計画の策定、改定等にあたっては、原則として、SDGsの要素を最大限反映することとしています。

○そのため、子ども・子育て支援を推進するにあたってはSDGsを意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

本計画の施策とSDGsの関係

「誰一人取り残さない (Leave no one behind)」SDGs の理念のもと、「子どもの最善の利益」を尊重し、子どもの健やかな育ちと保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができる社会の実現を目指します。

施策1

教育・保育の量の見込みと確保方策

幼児教育・保育無償化の影響等を踏まえた教育・保育ニーズを把握し、保育所・幼稚園・認定こども園等、受け皿となる施設の整備を行い、待機児童の解消を目指す。



施策2

教育・保育の一体的提供等

幼児教育センターによる子どもの発達と学びの連続性を踏まえた質の高い乳幼児期の教育・保育を実施するとともに、母子健康包括支援センターによる妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。



施策3

人材の確保と資質向上

質の高い保育・教育を確保するため、保育士、保育教諭、幼稚園教諭の養成・就業促進のための支援制度を実施するほか、研修体制の整備を行い、従事者の資質の向上を行う。



施策4

専門的な知識・技術を要する支援の実施と市町村連携

児童虐待防止対策・社会的養護体制の充実、ひとり親家庭等の自立支援の推進、障害児支援体制の整備を行い、子どもの健やかな育ち、自立を支援する。



施策5

仕事と家庭生活の両立

正規雇用化促進、ワークライフバランスの推進による働き方の見直しを行うほか、ファミリー・サポート・センターや放課後児童クラブの充実により仕事と家庭生活の両立支援を行う。

